

5. 青色申告特別控除における控除額の引き下げ

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

給与所得者に対する給与所得控除、年金所得者に対する公的年金等控除が一律10万円減額されるのと同様に、事業所得又は不動産所得者に対する控除額65万円の青色申告特別控除について、控除額が10万円減額される(その代わりに基礎控除の控除額が10万円増額される)という改正である。但し、電子申告の推奨等を背景に、電子申告等を行う場合には青色申告特別控除額が65万円に据え置かれるという手当が講じられる。

(2) 内容

青色申告特別控除の控除額が65万円から55万円に減額される。但し、電子申告等要件(※1)を満たす場合には65万円控除を維持できる。

(3) 適用時期

平成32年分以後の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について適用する。

(4) 影響

青色申告特別控除の控除額が65万円から55万円へと減少することで、不動産所得又は事業所得が10万円増加する。

(5) 対応策

電子申告等要件(※1)を満たすことで青色申告特別控除の控除額65万円を維持することができる。

(6) 実務のポイント

- ・控除額10万円の青色申告特別控除については改正がない。
- ・正規の簿記の原則により記帳している青色申告事業者要件(※2)に加え、電子申告等要件(※1)も満たす場合には、65万円の控除が可能である。

(※1) 電子申告等要件: 次の①又は②のいずれかに該当すること。

- ① その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳(帳簿書類)について、コンピュータを使用し、サーバ・DVD・CD等の備付け及び保存を行っていること。

(注)「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」の定める方法によること。

- ② その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その法定申告期限までにe-Taxを使用して行うこと。

(注)「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の定める方法によること。

(※2) 正規の簿記の原則により記帳している青色申告事業者要件: 次の①～③のすべてに該当すること(現金主義を選択している人を除く)。

- ① 不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいること。

(注) 不動産の貸付けが事業かどうかは実質判断によるが、建物の貸付けについては、次のイ又はロに該当すれば、原則として事業として取り扱われる。

イ 貸間、アパート等については、貸与することのできる独立した室数がおおむね10室以上であること。

ロ 独立家屋の貸付けについては、おおむね5棟以上であること。

- ② 正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)により記帳していること。

- ③ ②の記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、この控除の適用を受ける金額を記載して、法定申告期限内に提出すること。

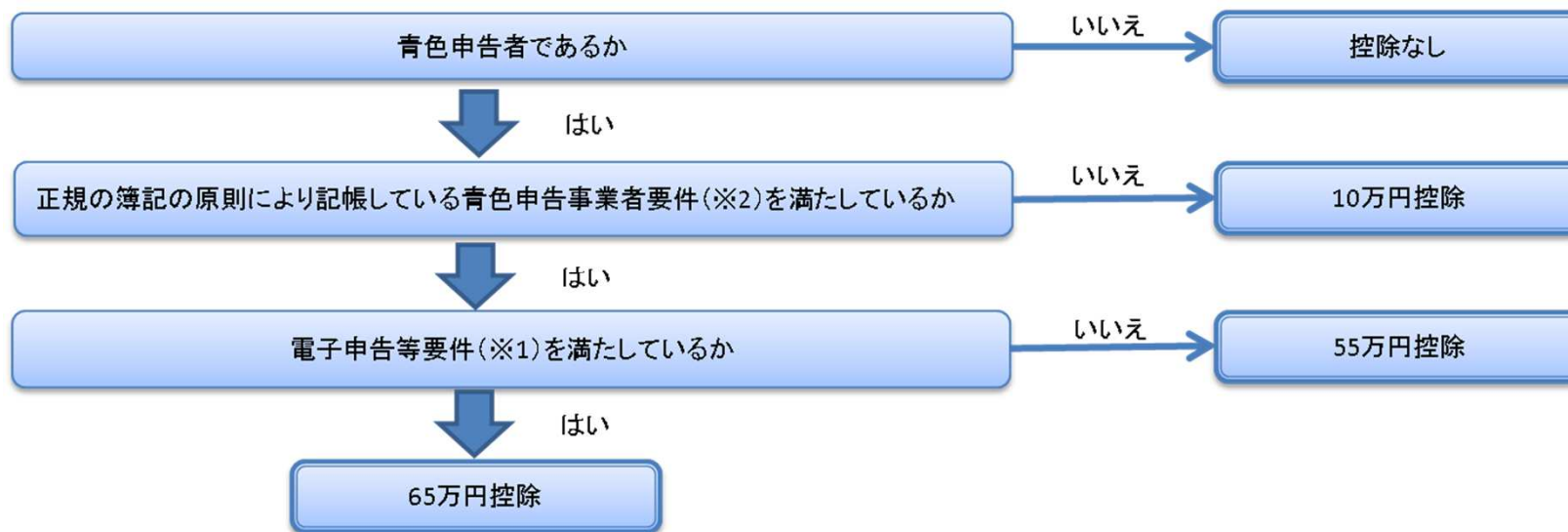
2. 改正の趣旨・背景

青色申告控除制度は、昭和47年に、青色申告の一層の普及を図るために創設され、平成4年度改正では、青色申告特別控除制度が創設された。その後、平成16年度改正では、給与所得控除の下限額と同額の65万円に控除額が引き上げられた。今年度改正は、電子申告の推奨及び給与所得控除・公的年金等控除・青色申告特別控除から基礎控除への控除額の振替えに連動した改正である。

適用時期	平成5年分	平成10年分	平成12年分	平成17年分	平成32年分
正規の簿記の原則により記帳している青色申告事業者	35万円	45万円	55万円	65万円	65万円(※1電子申告等要件も必要) 55万円
簡易な簿記の方法により記帳している青色申告事業者 (平成5年分～16年分の特例)	35万円	45万円	45万円	廃止	廃止
上記以外の青色申告者	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円

3. 改正の内容

青色申告特別控除適用可否フローチャート



4. 適用時期

平成32年分以後の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について適用する。